



2022年3月31日

各 位

会 社 名 日立造船株式会社  
代表者名 取締役社長兼COO 三野 禎男  
(コード：7004、東証第1部)  
問合せ先 財務部長 高橋 稔明  
(TEL. 06-6569-0024)

**新規劣後特約付ローンによる資金調達および  
既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ**

当社は、新規劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」という。）による資金調達および既存劣後特約付ローン（以下、「既存劣後ローン」という。）の期限前弁済（以下、本劣後ローンによる資金調達と併せて「本リファイナンス」と総称する。）の実施を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本リファイナンスの目的

本リファイナンスは、既存劣後ローンの借換制限（リプレースメント）条項（※1）を遵守しつつ、収益力強化を実現する事業戦略の遂行・財務体質の強化および資本効率の維持を図ることを目的としております。なお、本劣後ローンは既存劣後ローン同様、株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所から資金調達額の50%に対して資本性の認定を受ける見込みであり、株式の希薄化なしに実質的な財務体質の強化に寄与します。

※1：「当社は、期限前弁済日以前6か月間に、普通株式または既存劣後ローンの資本性と同等以上の資本性を有するものと全ての格付機関から承認を得た借換証券により資金を調達する場合に限り、既存劣後ローンの期限前弁済を行うことができる」旨の条項。

2. 本劣後ローンの概要

本劣後ローンの条件について、以下の内容で予定しています。

借入額	200億円
資金使途	既存劣後ローンの期限前弁済に充当
契約締結日	2022年3月31日
実行日	2022年5月31日
弁済期日	2082年5月29日 但し、2027年5月に到来する利払日およびそれ以降の各利払日において、元本の全部または一部の期限前弁済が可能

借換制限条項	期限前弁済を行う場合、当該期限前弁済が行われる日以前の12か月間に、本劣後ローンと同等の資本性を有することを全ての格付機関から承認を得た借換証券によって、その評価資本相当額が当該期限前弁済が行われる本劣後ローンの評価資本相当額以上となる資金調達を行うことを想定している。ただし、当該期限前弁済を行う時点の最新の連結貸借対照表に基づいて計算される連結株主資本比率が、2022年3月に終了する年度決算期の末日の連結貸借対照表の株主資本比率を上回っている場合には、直近の連結株主資本金額から、2022年3月に終了する年度決算期の末日における連結株主資本金額を控除した金額に50%を乗じた金額を期限前弁済がなされる本借入の評価資本相当額から控除することができる。
利息支払に関する条項	当社はその裁量により、本劣後ローンの利息の全部または一部の支払を繰り延べることができる。
劣後特約	本劣後ローンは、清算手続、破産手続、会社更生手続および民事再生手続において劣後性を有する。 本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。
格付機関による本劣後ローンの資本性評価(予定)	株式会社格付投資情報センター クラス3・50% 株式会社日本格付研究所 資本性「中」・50%

### 3. 既存劣後ローンの期限前弁済の概要

期限前弁済日	2022年5月31日
期限前弁済総額	200億円
期限前弁済事由	既存劣後ローンの期限前弁済条項による

以上